

神崎市立神埼小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

教育の目的は、児童一人一人が人格の完成をめざし、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成することにある。

しかし、いじめを背景として児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。このことは極めて残念なことであり、深刻に受け止めなくてはならない。

いじめの問題が大きな社会的な問題となっている状況で、国においては、いじめ対策を総合的に推進し、児童生徒の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長、人格の完成に資することを目的として、いじめ防止対策推進基本法を策定し、国としての指針が示された。

このような国の動きを受けて、本校では、「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校をつくるために、基本方針を策定した。

2 いじめ防止のための基本的な姿勢

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を醸成する。
- (2) 児童、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における良好な人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者、地域、関係機関との連携を強化する。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童等に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、その対応にあたる。

4 いじめ防止対策に係る校内体制

- (1) 校内組織に「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、スクールカウンセラーとする。
- (2) いじめに関する相談があった場合には、当該学年主任、主幹教諭、指導教諭を加え、事実関係の把握、児童、保護者へのいじめ防止の指導等に関することを行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、学校の教職員が共有するようにする。
- (3) 校長は、いじめ事案の状況により、また、学校におけるいじめ防止対策の充実を図

るため、必要に応じ「いじめ対策拡大委員会」を開催する。構成は、校長、教頭、PTA役員、学校評議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他必要とする者とする。

5 いじめの未然防止～起こる前の手立て～

「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、その未然防止に努める。

(1) 児童に対して

- ① 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員としての所属感を自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールなどの規範意識を身に付けさせる。
- ② わかる授業を行い、児童一人一人に基礎・基本の定着を図るとともに、学習の達成感・成就感を味わわせる。
- ③ 思いやりの心や生命の大切さ、偏見や差別を許さない心などを、道徳や学級活動、学校行事等の指導を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されるものではない」という認識を児童がもつように、学校全体の教育活動を通して繰り返し指導する。
- ⑤ いじめることだけでなく、いじめを見て見ぬふりをすることや、いじめをやめさせようとしないことが、いじめを助長することを理解させ、いじめを見たら先生や友達、保護者に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。その際、まわりの人に知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

(2) 教職員に対して

- ① 児童一人一人が自分の居場所を感じたり自分の存在を認められたりする学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の考えが生かされたりお互いに考えを交流し合ったりする授業を日々行うことに努める。
- ③ 「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、様々な活動の中で児童に示す。
- ④ 児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚をもつとともに、児童や保護者からの訴えを親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑤ いじめの構造やいじめ問題への対応など、いじめに関する理解を深める。特に、自分自身の人権意識を磨き、自己の言動がいじめを誘発したり助長したりしないように努める。
- ⑥ いじめの早期発見・早期対応を図るために、教職員間の情報共有の機会を逸しないようにする。問題を一人で抱え込まず、管理職等への報告や学年組織、生徒指導担当、教育相談担当等の協力を求める意識をもつ。

(3) 保護者・地域に対して

- ① 児童の変化や児童が発するサインに気づいたら学校に連絡するように伝える。早期発見・早期対応の意識を高めるようにする。
- ② いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携が不可欠であることを、学校・学級・学年だより、学級懇談会、地区懇談会、学校評議員会等で伝え、理解と協力を依頼する。

6 いじめの早期発見・早期対応

(1) 早期発見「変化・サインに気づく」

- ① 児童の人間関係に注意し、その変化をとらえる。例えば、視線、表情、言葉遣い、遊び、友人など、児童の言動に気を配り、変化を見逃さないように努める。
- ② 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童が置かれている状況を把握する。
- ③ 生徒指導部による悩みアンケート（毎月1回）、生活アンケート（6月末・12月末）を実施し、児童の人間関係や学校生活等に関する悩みなどを児童や保護者から収集し、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童・保護者との信頼関係を築く。

【学校におけるいじめサインの例】

- 急な体調不良 遅刻や早退の増加 学用品、教科書、体操服等の紛失
- 授業開始前の机、椅子、道具等の乱れ 学用品の破損、落書き
- 授業への遅参 保健室来室の増加 日頃交流がない児童との行動
- 特定児童の言動に対する皮肉や失笑、目配せの頻発 休み時間の単独行動
- 凶工や家庭、書写等や休み時間後の衣服の過度な汚れ 突然のあだ名
- 特定児童からの忌避・逃避 特定児童の持ち物からの忌避
- 特定児童を意味する隠語の使用 仲がいいように見える一方的な肩組
- 特別教室への出入りや校内施設の死角となる場所での行動 等

(2) 相談体制「誰にでも」

- ① 困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ② いじめられている児童や保護者からの訴えには、真摯に向き合い、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童をいじめから守る姿勢を示しながら対応する。
- ③ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有する。

(3) 家庭や地域との連携

家庭や地域で「いじめは許されない」という認識を広めるために、PTA 総会や地区懇談会等の会合で、いじめの問題など子どもたちの健全育成について話し合うように啓発していく。また、学校だよりや学年だよりなどで、いじめに係る学校の考えを周知していく。

【家庭におけるいじめサインの例】

- 登校しぶり 転校の希望 外出の回避 感情の起伏の顕著化
- 教師や友達への批判増加 隠し事の発覚 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い 長時間の電話や過度に丁寧な対応 宿題忘れの増加
- 衣服の不必要な汚れ、破れ 体の傷やいたずらの痕跡 持ち物の乱れ
- 保護者来校の拒絶 過度なネットへの対応 等

【地域におけるいじめサインの例】

- 登下校中に特定児童が他の児童の荷物等を持たされている。
- 一人だけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- 公園や空き地で、一人の子を取り囲んで言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

7 いじめに対する具体的な措置

(1) すばやい事実確認（「覚知」）

- ① 教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題をとらえる。
- ② 担任、現状目撃者等の情報受信者→担任や学年主任→教頭・主幹教諭・指導教諭→校長のルートで情報や状況の概略を伝える。
- ③ 教頭により「いじめ防止対策委員会」を招集し、役割を分担して「いじめ発見報告・事実確認票」の作成を行うよう指示する。また、いじめの「覚知」と判断した場合は、第1報を佐賀県学校教育課、東部教育事務所、神埼市教育委員会へ報告する。（県報告様式による覚知報告）

【いじめ防止対策委員会】

(1) 構成員

- 校長 教頭 学級担任 生徒指導主任 スクールカウンセラー ※必要に応じて主幹教諭、指導教諭、学年主任を入れる。

(2) 資料

- いじめ発見報告・事実確認票 被害・加害児童家庭調査書

(3) 会議内容

① 事実確認

- いじめの状況（日時・場所・人数・態様 など）
- いじめの動機や背景
- 時系列での把握

② 被害児童と加害児童の言動、性格、かかわり、家庭環境、など

③ これまでの問題行動等

④ 本件について保護者、周辺児童、教職員が知っていること

【被害児童への聞き取り】

- 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、被害児童の視点に立ち「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って聞き取りを行う。

【加害児童への聞き取り】

- いじめた内容を正確に話すように、いじている時の気持ちにふれながら自ら話そうとする雰囲気をつくる。
- いじめと感じていない場合や認めようとしなない場合は、威圧的にならず、できるかぎり事実に基づいた聞き取りを行う。

【周辺児童への聞き取り】

- 事実を確認する段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか、慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。

(2) 正確な事実確認（「認知」）とその後の対応

- ① 当該児童等の聞き取りによる「いじめ発見報告書」作成後、「いじめ防止対策委員会」において、「いじめ発見報告・事実確認票」をもとに、事実確認と今後の対応を協議し、組織的な体制のもとでいじめ解消に努める。
- ② 「いじめ防止対策委員会」でいじめと「認知」した場合は、第1報後の状況を佐賀県学校教育課、東部教育事務所、神崎市教育委員会へ報告する。（県報告様式による認知報告）

【被害児童への対応】

- 被害児童を守るために、全教職員に事実関係を報告し、いじめ解決まで全教職員でサポートすることを伝える。
- 養護教諭や教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、メンタルなケアを行い、自信や存在感をもたせるような場の提供を行う。
- 緊急避難的に欠席した場合は、学習を補償するためのプログラムを作成したり、家庭訪問を行ったりするなど、児童に安心感をもたせる。

【加害児童への対応】

- 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- いじている児童には「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじていることをやめさせる。喧嘩両成敗的な指導はしない。
- いじめることがどれだけ相手を傷つけ苦しめているか、相手の気持ちを理解させる指導を行う。また、いじめてしまう気持ちを聞き取り、該当児童の心の安定を図るように努める。
- きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- 長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

【周辺児童への対応】

- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。
- いじめ被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- はやしたてる行為、見て見ぬふりする行為もいじめであることを再度認識させ

る。

- いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再認識させる。
- いじめを止める、知らせる行為が正義に基づいた勇気ある行為であることを指導する

【被害児童保護者への対応】

- 保護者とは直接会って面談を行う。
- 保護者の立場や心情に十分に配慮し、いじめの事実について説明する。必要な場合は学校として謝罪する。
- 保護者の心配していることを明らかにし、再発防止、支援方針、今後の対応について、具体的対策を示し理解を得るよう努める。

【加害児童保護者への対応】

- 保護者とは直接会って面談を行う。
- 確認した事実関係を正確に伝える。
- 学校と家庭の今後の対応・連携について、共通理解を得る。
- 謝罪について相談、確認を行う。

☆全て、時系列で記録をとる。また、複数で対応することを原則とする。

- ③ いじめの事実が重大事態ではないものの学校外組織等との連携が必要と判断される場合は、校長はすみやかに「いじめ防止対策拡大委員会」を招集し、事実関係を説明するとともに対応策を講じる。

(3) いじめの解消

いじめ事案の認知後、謝罪等により一定の解決が図られた場合でも、被害児童に対する支援及び加害児童に対する指導等を継続して行い、少なくとも3ヶ月以上、加害児童から被害児童に対するいじめの行為の事実がなく、なおかつ、被害児童が心身の苦痛を感じていない場合、いじめが解消している状態と判断する。

(4) ネットいじめへの対応

- ① ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等（名誉毀損、プライバシー侵害、誹謗中傷等）を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。また、児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがある場合は、すみやかに神崎市教育委員会、神埼警察署、佐賀県警に通報し適切な支援を求める。
- ② 情報セキュリティポリシーに係る学習会を児童と保護者に対して実施し、情報モラル教育を進める。

8 いじめ重大事態発生時の対応

(1) いじめ重大事態とは

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 児童に精神的な疾患が発生した場合
- ③ 児童が身体に重大な障害を受けた場合
- ④ 児童が相当期間、学校を欠席することをよぎなくされている場合
- ⑤ 児童が金銭を奪われた場合

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した場合は、すみやかに神崎市教育委員会に報告する。
- ② 神崎市教育委員会の指導のもと、弁護士、警察、PTA、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる「いじめ調査委員会」による調査を行う。
- ③ 重大事案が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート調査を行い、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を報告する。その際、神崎市教育委員会の指導のもと、個人情報の保護に関する法律を踏まえて提供する。

9 校内研修

- (1) いじめ防止といじめ対応に係る研修の機会を、年間計画に位置づける。
- (2) 児童の道徳性や道徳的実践力の向上を図る授業や集会活動等を行うために研修の機会をもつ。
- (3) PTA とも連携し、家庭教育学級の企画を工夫する。
- (4) 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に職員同士で取り組む。
- (5) 職員の人権意識を高め、児童及び職員の人権を守るために、職場内研修を職員研修として実施する。

10 教育委員会をはじめ関係機関との連携

- (1) いじめの事実を認知した場合は神崎市教育委員会への報告、重大事態発生が発生した場合は、法に基づき神崎市教育委員会に指導・助言を求める。
- (2) 必要に応じ、警察、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等との連携をすみやかに行う。
- (3) 地域全体で「いじめは許されない」という認識を広めるために、PTA 組織、市内青少年健全育成会議、地区別懇談会、民生委員との情報交換会等の会合で、いじめの問題など子どもたちの健全育成について話し合うように啓発していく。